

木造住宅耐震改修等補助手続きの流れ

事前相談

建物の概要がわかるもの
耐震診断報告書 等資料が必要となります

約1ヶ月間

事前協議で補助対象であることを確認後、必要書類を添付し、補助金等交付申請書を提出してください

補助金の申請

提出書類 ① 補助金等交付申請書

② 対象建物概要表

③ 耐震診断技術者が作成した耐震診断報告書
又は旧耐震基準の木造住宅の除却における
容易な耐震診断調査票

④ ②の内容を証明するもの

⑤ 除却内容が記載された図面

⑥ 除却工事に要する費用を明らかにするもの

⑦ 住宅所有者全員の承諾書、印鑑証明等

約1週間

除却開始

申請内容に不備がなければ、市から補助金等交付決定を通知します。その後、除却を開始して下さい。

交付決定内容に大きな変更については、実績報告の前に相談が必要です

除却終了

必要書類を添付し、補助金等実績報告書を提出してください。

提出書類 ① 補助金等実績報告書

② 工事施工業者と締結した契約書の写し等

③ 工事施工業者が発行した取りこわし証明書の写し

④ 写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)

⑤ 除却費用の支払い状況のわかるもの

約2週間

補助金の請求

実績内容に不備がなければ、市から補助金等交付額確定を通知します。その後、請求書を提出して下さい。

約2週間

補助金の受取

請求書に記載された金融機関の口座に振り込まれます。

【 問合せ先 】

恵庭市建設部建築指導課

電話 0123-33-3131(内線 2532)